

地方行政委員會議録第六十三号

昭和二十九年五月十五日(土曜日)

午前零時五分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事瀧尾 弘吉君

理事吉田 重延君 理事鈴木 幹雄君

理事西村 力弥君 理事門司 亮君

生田 宏一君 熊谷 憲一君

佐藤 親弘君 田淵 光一君

西村 直己君 保岡 武久君

山本 友一君 床次 徳二君

藤田 義光君 古井 喜實君

阿部 五郎君 石村 英雄君

北山 愛郎君 伊瀬幸太郎君

大石ヨシエ君 大矢 省三君

中井徳次郎君 松永 東君

出席國務大臣 小坂善太郎君

出席政府委員 齋藤 昇君

國家地方警 察本部長官 谷口 寛君

國家地方警 察本部長官 柴田 達夫君

國家地方警 察本部長官 石井 榮三君

國家地方警 察本部長官 中川 龍治君

國家地方警 察本部長官 山口 喜雄君

國家地方警 察本部長官 青木 正君

自治行政次 官 鈴木 俊一君

委員外の出席者 三浦 義男君

衆議院法制局 参事(第一部長) 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出第三二号)

警察法の施行に伴う関係法令の整理

に関する法律案(内閣提出第三二

号)

○中井委員長 これより會議を開きま

す。

警察法案及び警察法の施行に伴う関

係法令の整理に関する法律案の両案を

一括議題といたします。

これより内閣府原案及びこれに対す

る松永東君外十五名提出の各修正案を

一括して討論に付します。瀧尾弘吉

君。

○瀧尾委員 私は自由党を代表いたし

まして、警察法案並びに警察法の施行

に伴う関係法令の整理に関する法律

案、この二案につきまして、三派共同

の提出にかかわる修正案並びに修正部

分を除く政府原案に對しまして、賛成

の意見を最も簡単に申し上げたいと思

うのであります。

現行警察法は、訓承知のごとく、昭

和二十二年占領軍の指令のもとに制定

せられたものであります。その後の

状況にかんがみまします。なるほど日

本の警察を民主化する上におきまして

は、非常な貢獻をいたしたと思うので

ありますけれども、その警察の主体が

あまりにたくさんあります。ことに、よ

つて、警察活動がきわめて非能率的であ

る、経費がかかると同時に、また治安

の責任はきわめて重大であるにもか

かりませず、責任体制がまことに不明

確であるという欠陥が露呈されてお

るのであります。

今回政府は、昨年第十五国会にお

いて提出せられたところの警察法案

の趣旨を踏襲し、再び本国会に提案せ

られたのであります。その骨子とす

るところは、警察活動の能率化をは

かり、責任を明確にすることを骨子とい

たすものであります。今日までの実

情にかんがみ、現実を即し、従来の制

度のとるべきは残し、改むべきは改め

て提案せられたものであります。そ

の趣旨におきまして私も全然賛意を

表するものであります。

この法案に對しまして、今日までの

審議の過程におきまして、また世間

におきましていろいろの議論がござ

います。あるいは中央集権をはかるの

ではないかと、あるいは地方自治を侵

害するのではないかと、あるいは政治的

中立性を侵すものではないかと、(その

通り)警察國家となるのではないかと、

大都市警察を廢止するのではないかと、

とか、とかの議論がたくさん出てお

ります。私は、その多くは誤解に基

か、また曲解に基くものでございま

し、ほとんどこれはとるに足らざるも

のと思うのであります。しかしながら

中にはその論旨にもとるべきものもあ

るうかと思ひますが、三派共同の提案

にかかわりますところの修正案は、か

かる誤解曲解を一掃する上においてき

わめて役立つものであると私も信

じます。これによりまして、わが國の警

察制度はいよいよ健全に發展するであ

らうことを確信いたしました。当初述

べましたごとく、私は警察法案並びに

その施行に伴う関係法令の整理に關

する法律案につきまして、修正案及び修

正部分を除く政府原案に賛成の意を重

ねて表明するものであります。終り。

(拍手)

○中井委員長 藤田義光君。

○藤田委員 私は改進黨を代表いたし

まして、三派共同修正案並びに修正部

分を除く政府原案に賛成の討論を行

います。

今回の政府原案のままならば、当然

わが党はまづこうから反對討論をすべ

きでありましたが、われわれの立場

が、大幅に今日の三派共同修正案によ

つて貫徹いたしましたので、私たちは

不意ながら本日賛成の討論をいたす

次第であります。

そも、今回の政府原案なるものは、

は、名前は政府立案でありまして、実

際上はいわゆる増田案であります。自

由黨の行政改革委員会案なるものが今

回の政府原案であります。従いまして

相当世人の予期に反しまして、反動的

な原案であつたのでございます。

そも、警察権の本質は、申すまで

もなく社会秩序に対する危害予防のた

めの行政権の作用であります。権力行

政であります。従いまして、この運用

に關しましては強力なチェック作用を

必要とすることは、小坂國務大臣が再

三当委員で述べられたところでも明ら

かであります。もし憲法がその前書き

に保障いたしました、人類普遍の原理

を没却するような法律案が民主国会で

通過するようなことがあれば、國家の

前途に暗影をかざすものであります。

憂慮にたえないところであります。が、

この点も今回の修正案によつて大幅に

是正されたのでございます。私が申し

上げるまでもなく、現在の自治の根幹

は教育と警察の民主化であります。教

育に關しましては教育基本法、教育委

員会法という一本の筋金がつており

ます。これに對する警察の民主化に

は、昭和二十二年に施行されました、

いわゆる世界でも理想的な現行警察

法が施行されておつたわけでございま

す。この二つの基盤の上に新しい地方

自治法が形成されておつたことは、私

が申し上げるところでもございませ

ん。この観点からいたしまして、今回

の警察法改正案は、負担の軽減と能率

という点も強調されております。ある

いは憲法の自治尊重、警察國家の阻止

というふうもされたということござ

います。その点に關する疑念があ

つたのであります。たとえば大義前國

務大臣、その趣旨をそのまま踏襲され

たといわれる小坂國務大臣の提案理由

によりまして、今回の改正の眼目は、

治安の確保と責任の明確化にあるとい

うことを言われておるのであります。

その内容を説明されて、公安委員会制

度を存続したこと、警察を都道府県警

察という新規なる構想のもとに一本化

したことで、でき得る限り自治警の立場

を尊重したこと、中央機構におきまし

ても民主化のために留意したこと、ま

た人員整理、給与の問題等にも、国家財政の現状からしては最高度の配慮を払つたといふことを強調されたのでございす。しかしながら現実の改正案におきましては、たとえば任命権等においてわれ／＼は非常に不満があつたのであります。警察庁長官というものは総理大臣が任命をする。都道府県本部長というものは警察庁長官が任命する。この総理大臣、警察庁長官、都道府県本部長という一本の人事権によつて新しい警察の再発足を期したのが政府原案であつたのであります。先ほど私は閣議質問で申し上げましたが、この点が、何と小坂さんが言われても、今回の改正の一つの大きな眼目であつたのでございす。これは根柢からくつがえつております。たとえば長官の任免は、国家公安委員会が任免権を持つてしまつたのであります。都道府県本部長の任命権は、国家公安委員会が握るという非常に大きな修正がなされたのでありまして、この人事権をかえたことによつて、われ／＼の修正及び政府原案に賛成の最大の理由を私たちはここで強調したいのでございす。

警察組織は、申すまでもなく上命下従の機構であります。上が命令すれば下は服従するといふところに、警察という権力行政の運営の妙が發揮されるのであります。この観点からしまして、その人事権を尊重する官庁組織、なかんずく上命下従の警察機構においては、人事権のどこに所屬するかによつてその性格はさまるのであります。私たちは、国家公安委員会並びに都道府県公安委員会が非常な力を得た今回の修正によつて、警察の民主化は守り

得たという理由から、今回の政府原案、修正案両方合せたものにあえて賛成したものでございす。

次に都道府県警察の問題でございす。この問題に關しまして、たとえばその三十七条におきまして、府県庁の負担に對しましては國が補助金を出すといふ問題がございす。これは事務折衝におきまして、國家警察が大藏省に壓力を加へられたといふいきさつもわれ／＼は十分承知をいたしてありますが、これも地方財政上から多少の疑念がございす。先ほどの質問に對する政府委員の答弁の推移を期待いたしまして、私たちは不問に付したのでございす。ただ都道府県警察に關しましては、政府原案におきましても、県公安委員會を残し、また警視正を含まない、警視以下の職員は地方公務員に存置いたしております。経費負担等にも、相當の配慮をいたしてあります。また府県の條例制定權も廢として存在いたしてあります。國家警察事務は、例外的に府縣警察に負荷されてゐるにすぎないのであります。しかも國家公安委員會の任務は、団体委任という形式をとられておりました。私たちはこの点にも政府のたび／＼の答弁と軌を一にいたしまして、いわゆる都道府県自治警察であるという確證を得ましたので、これが今回の賛成の態度をとつた第二の大きな理由でございす。

その他いろいろこまかいこともございす。私はこの際たとえば自治警、國警の統合に伴いますところの人事、給与の整理統合に關しましては、十分政府當局は親心をもちまして、この切りかえに伴う摩擦によつて治安の低下を來すようなことがありましたならば國家の重大事でありまから、特に新進氣鋭の担当小坂國務大臣が、今後國家公安委員長たる國務大臣として留任を期待し、この運用には十分御配慮を願ひたいと思ふのでございす。(拍手)

また次に――あと簡單でございすから申し上げますが、自治体の警察の財産の処分等に関しましては、原則は無償になつております。しかし粒々辛苦して蓄積された自治体の財産たる警察施設等の処分に関しましては、人事、給与と同様の配慮をしていただきたいといふことを特に強く要望する次第であります。

現在全國の市町村が、その固有の權限として持つております條例制定權に基いてできておりますいわゆる市町村の公安條例、こういうものに対して一筆に府縣のものにするといふような方式によらずして、なるべく自治体の自発的な措置によつてこれが移行運営をなすように特に要望する次第でございす。

逐条的には、特に字句の上におきまして多少不滿の点もありますが、この際大乗の見地に立ちまして、わが党がかねて主張しますところの、いわゆる再軍備の問題に關連する防衛庁法案等の可決を見ました今日におきましては、私は防衛庁、いわゆる警察、この一貫した線によりまして國家の防衛、治安の體制は一應確立されつつあるという認識のもとに、政府の努力と今後の運営に對する良識を期待いたしまして、私は本案に賛成の意を表する次第でございす。(拍手)

○中井委員長 北山愛郎君。
○北山委員 私は日本社會黨を代表しまして、議題となつております新警察法案並びに警察法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案につきまして、政府の原案に反對をし、かつ三派提案の修正案にも反對の態度を明らかにせんとするものでございす。

二月の十五日に本案が提出をされましてから三箇月、その間約二箇月余にわたりました當委員會においては審議を續けて參つたのでございす。この法案の陰に隠されておりますところの反動的な性格といふものが、はつきりして來るのでございまして、私どもはむしろ一つの憎惡といふような念をもつて、國民大衆の批判とともに、この案に對しましては斷固反對をせざるを得ないのでございす。(拍手)

まず最初に指摘を申し上げたいのは、この法案は吉田内閣のいわゆる重要法案の一つとして、MSAの協定、あるいは防衛二法、教育破壊法、秘密保護法などと同様に、いわゆる重要法案の一つとしておるのであります。ところが、この重要法案をわれわれが數箇月にわたつて審議をいたします過程において、この警察の主任大臣である吉田内閣總理大臣が、一回も本委員會には出席をいたしてございせん。まことに遺憾しくございす。

このいわゆる重要法案がほんとうに國民のための、あるいは國家のための重要法案であるならば、總理がみずから委員會、本會を通じて、政府の意のあるところ、日本國民の個人の自由と權利を守る政府の決意といふものを明らかにすべきでありましよう。ところがこの警察法は、他のいわゆる重要法案と同様に、國民生活安定のためのものではなくて、その自由と權利を抑圧をして、そして外國に隸屬する日本の地位をますます深くして行こう、こゝういふような外國のための重要法案である。この点、吉田首相がこの委員會に出席をされなかつたといふことによつて、はつきりとしたとおると私は思ふのでございす。

この法案を出されました政府のいろいろな説明を伺いますと、まず治安の確保といふことがいわれておる。また治安の責任といふものを政府がはつきりしなければならぬといふのが、その理由の一つであります。しかし私どもは、ほんとうに公共の平和と安全を守つて、個人の自由と權利を擁護しようといふならば、これは単に権力的手段ではなくて、もつと大きな社會保障の政策であるとか、あるいは國民の經濟を繁榮ならしめるところの經濟政策といふことによつてこれを行ふのが、ほんとうの意味の治安維持、あるいは自由と權利とを守るところのほんとうの政策でなければならぬ。ところが政府は、そのような点につきましては、ささか責任を持つておらぬ。そして単に治安確保という点のみその責任については非常に敏感であるといふことは、まことに奇怪しくなつたといふのでございす。今日日本の國內にはいくさんの失業者が、一年に何方とく自殺者が起り、また親が子供を殺すといふような、まず世界中でもほとんどないであらうような事件がほとんど毎日のように起つておる。その親子心中をするような人の生命あるいは自由、權利、さういふものは一体何によ

つて守られておるか。政府はこれを守るためにどのような責任を感じておるか。この警察手段によつては、親子心中は絶対に守ることができないのであります。こういう点につきまして、この権力的な手段によつて治安を維持しようとするのは、むしろ一般の社会政策であるとか、あるいは経済政策においては国民大衆の生活を苦しめようとするような、そういう段階において権力にたよるという、警察権力にたよつて国民の不平、不満を抑えようとする、こういう意図が、この際に政府が警察法を出したほんとうの腹であろうと私は思ふのであります。

またこの法案の理由の中には、国情に合わないことがあります。国情に合わないというのは、いわゆる占領政策の行き過ぎを是正するということであります。占領政策、これは大義大臣によりますと、終戦後のいわゆる警察の民主化というものは、日本を弱くする政策である、弱体化政策の一つである、かように定義をいたしました。これは日本の国民を含めた全体としての日本の国を弱くするのではなくして、戦時あるいは戦前にわたつて長い間日本の中央集権的、全体主義的な専制警察国家が、政府の力によつて人民の自由を奪ひ、その思想の自由までこれを抑圧したというこの政府の権力的な暴力というものを抑えよう、それを弱めよう、そうしていわゆるほんとうに人民を守る警察、人民に対して政府を守る警察ではなくして、人民の自由を守る、この警察、それを確立しようというものが、これが終戦後におけるいわゆる警察の民主化であり、占領政策としての日本の民主主義政策の一環であつ

た。かように思ふのであります。この日本の国情に適しないというのは、戦前の一部の特権階級が政府を握り権力を握つて、そうして国民大衆をそれによつて押へつけて行こう、こういう意図をこの国情に合わないと言葉をもつてごまかしておる。こういうわけばならぬのであります。

その他の警察のいわゆる民主主義の原理につきましては、私もほかのように考へておるのであります。なぜ警察を自治体警察というものにし、警察権を地方分権にしてやらなければならぬかと申しますならば、これは暴力的、破壊的な活動、権力活動、いわゆる暴力というものが単に民衆にだけあるというふうなことを言われまされども、実際人類の歴史の上において恐るべきものは、国家の暴力であります。歴史を見れば、どこの国でもあらゆる時代にわたつて人類を最も殺戮し、大きな被害を与えておるのは、民衆の中から起るその暴力ではなく、国家による暴力戦争であり、あるいは警察権であり、原子爆弾である。これがいわゆる国家暴力、この暴力の方が人類にとつては民衆の暴力よりも恐るべきものであり、従つて単に合法的であるという点だけでは、これは許さるべきではない。この国家的暴力というものを地方分権にし、分割をして弱めて行くことによつて、初めて人類の文化なり、あるいは人間の生活が守られる。こういう深いところからこの警察の地方分権あるいは地方自治の推進ということが考へられておる。こういう深い意味において、私もこれはこの自治体警察というもののよつて来るところの原理というものを正しくつかむならば、一般に民

主主義のレベルというものが外国に比べて非常に低く、いまだにはだしく劣つておる日本におきましては、むしろ今までの、終戦後のこの民主主義的警察というものを、ますます守り育てて行くことが最も大事でなかつたか、これこそほんとうに日本の国情に即するものではないか、私もほかのように確信をいたしておるのであります。

なおこの法案の内容につきましては、すでに長い間の質疑のうちに申しておられ、もういゝな見解を申し述べておられますので、その詳細は省略をいたしますが、特に指摘したいのは、この責任の所在を明らかにし、内閣は行政権の責任者であるからして、この警察についても自分が責任を持つておるといふことを明らかにしなければならぬというので、そこで国家公安委員会の委員長は国務大臣をもつて充てるというふうなことによつて、その警察のいわゆる政治的中立性というものを

はなはだしく危険ならしめておるところであります。例の今参議院でもつて審議されております教育の政治的中立については、あの教育破壊二法案、あれによつてこの教員の政治的活動、あるいはまた一般の言論、思想等の自由まで奪うところの危険のある教育破壊法案というものを、教育の政治的中立のために強行しようとしておる。ところがこの警察法については、単にこの第二条の中に「その責務の遂行に当つては、不偏不党かつ公平中正を旨とし」といふような形容詞を連ねて、そして今度の新警察法が、政治的に時の政府に支配される危険というものを懸念しておるのであります。われわれはむしろこの第二条の中

に、何人といへども、警察の組織を通じて、特定の政党を支持し、あるいは反対せしめるような警察活動をさせるようなものは、三年以下の懲役あるいは十万円以下の罰金に処するといふような事項をなせられなかつたのか、まことに奇怪千万なのであります。それで私も、戦前の田中内閣、政党内閣におけるこの警察というものが、時の政府のために政治警察あるいは思想警察として権力を濫用した、あのいまわしい歴史を知つておるのであります。今度の警察法、これが汚職政治と並行して行われるということに、田中内閣当時との相似性を認めるものでございませう。

なお内容におきましては、いろいろ法文の奥底の中に中央集権、警察の権限というものを中央で統轄するといふことが一貫して隠されておるのであります。いわゆる都道府県に對します全面的な人事管理、あるいはまたその第五条の内容にありますが、ほとんど警察の重要な運営については、直接にその運営について指揮監督をし、統轄をし、また連絡調整をするといふ名のもとにおいて、ほとんど全国の警察活動というものを警察庁長官がこれを統轄運営し、統制するといふような危険性を、この第五条の中に隠してあるのであります。

それ以外にわれわれが指摘したいのは、特に自治体警察から国家公務員たる警視正以上の警察官、あるいは都道府県の警察官に移る人の待遇の問題でございます。十三万余に上るこれらの自治体警察の職員は、国家公務員になる人は、今までの給与よりずっと低い給与を受けなければならぬ。それ

がいやならばやめた方がよろしいというのであり、また都道府県の方に移つた人も、その給与の差額というものは本俸のみ調整されて、手当の分については調整を受けないといふような、いわゆる全面的なベース・ダウン、給与の切下げになつておる。この法案を施行いたしますならば、ものを言わない十何万という警察官は、腹の中にやはり憤りをもつてこの新制度を迎えるでありません。自治体の警察職員は、職員団体のつくることができない。政治上の発言権もない。しかしこのような給与、待遇の切下げをして、この警察活動の第一線に働く大事な仕事を警察官の給与を切下げて、ほんとうに治安の確保ができるかどうか、私も疑いなきを得ないのであります。さらにそれ以外に三万人に上る警察官の首切りを、この案は持つておるのであります。すなわち警察職員を一つの番犬と考へて、その腹をへらさしておくことによつて、これを巧みに使おうといふような意図すらも感ぜられるのであります。また同時に、この都道府県の警察を受持つ都道府県の財政の問題であります。先般委員会において、地方税法の改正案につきまして審議をいたしました。新しく都道府県に設けられます住民税、あるいは不動産取得税、あるいはタバコ消費税によつて相当額の府県の財政には税の増収が見込まれておるわけでありませう。ところがすでに一部の府県においては論議されておりますように、この税の増収というものは、そつくりそのまゝこの警察を維持する費用に使つてしまわなければならない。すでに三百何十億といふような赤字を抱えておるようなこの

地方公共団体が、中央集権の、中央でその運営を統轄する警察を受持つことによつて、その台所を受持つことによつて、赤字財政が大きなつて行く事実をこの審議の過程においてわれわれは発見してゐるのであります。

その他細部の点につきましては省略をいたしますが、最後に私は、この法案は少くとも現在の吉田内閣は提案する資格がない。(その通り)と呼ぶ者あり) と思うのであります。あらためて申し上げるまでもなく、この警察法の審議の過程において、保全経済会なりあるいは造船その他のいわゆる未曾有の大騒動が起つてゐるのであります。その最高潮に達したのは、例の佐藤幹事長逮捕に關しての検察庁に対する指揮権発動によつてその逮捕を抑へつけた、いわゆる政治的な理由によつて検察権を抑へつけたのであります。これをこの警察法にかんがみたらば、将来この警察法の施行を担当する吉田内閣が、同じように政治的な理由によつてこの不偏不党、中正なるべき警察の発動について、政治的な運営をしないとはだれも保証することができません。このような意味におきまして、政府の原案に對しましては全面的に反対の意を表するものでございしますが、さらに三派共同の修正案につきましても、なるほど国家警察局長官あるいは警視總監あるいは都道府県の警察本部長等の人事につきましては、多少その民主的な保障という点につきまして改善されてゐる点がございますが、しかしその実質をよく見ますならば、たとえば国家公安委員会の委員長は國務大臣であります。それは総理大

臣の任命する大臣である。その国家公安委員会を主宰し、これを運営し総理として行くところの國務大臣である国家公安委員長が、いかに総理の承認を受けて警察庁長官の人事をするといひましても、その実質においては内閣総理大臣が任命する政府の原案と實質上は何らかわるところはない。かような意味におきまして、私は政府原案と大差のない、この人事権の中央統轄という点につきましては、遺憾ながら修正案に對しても反対をせざるを得ない。また大都市警察の問題にいたしましては、先ほど来この修正案の質疑が行われました際に明らかになつたように、これはこの一年間の暫定措置についてすらも、単に市という区域について新しい警察法を施行するにすぎない。今の自治体警察をそのままに一年間はこれを保持するという意味ではないのであります。しかも単に一年間の暫定措置をするために、公安委員を新しく選ぶとか、あるいは市警察の内部組織をかえてしまふとか、まことに能率的でない、いわゆる能率的であるという趣旨とは真反対の措置が考えられてゐるのであります。しかも一年後におきましては、市の警察部というものは、単に府県の警察本部の下に働く一警察署にすぎない。どこに市の特殊性があるか。これは自治体警察を在置せよ、都市警察を存置せよという強い要望をごまかそうとする単なる思ひつきにすぎない。(拍手) かような点につきまして、私も修正案に對しても反対をするものであります。

以上非常に主要な点のみを申し上げまして、社会党がこの案に對して絶対的な反対の態度を示すものであること、しかもそれが言論機關、あるいは學者、あるいはすべての有識者、あるいは国民大衆の輿論の上に立つた反対であるといふことをあらためてつけ加えまして、私の討論を終る次第でございます。(拍手)

○中井委員長 中井徳次郎君。
○中井(徳)委員 私は日本社会党を代表いたしました上程になつておきます警察法案外一件について、反対の討論を行わんとするものであります。

過去二箇月半にわたりまして、私もこの原案についていろいろと慎重に審議いたしました。しかし残念ながら、どうも私も私どもを納得せしむるに足る御答弁もありませんし、また本日出席された修正案につきましても、はなはだどうもちがひな感じがいたしました。まして、特に先ほどお尋ねいたしました公安委員の資格その他におきまして、政府並びに三派の人たちは、民主主義とか主権在民、そういうことについては、ほんとうに觀念論的にしかわかつておられないのじやないか、かようにさへ考へて参りたい次第であります。

この政府の説明につれて、私は一々反対の理由を述べたいと思つてあります。まず第一に、今回の警察は民主化されたものであるといふことをきかめて強弁をされるのであります。この点でいろいろ議論の末、なるほど政府の考へておられることはこたなと思つたのは一つありました。それは責任の明確化といふことであります。なるほどおつしやる通りだなど一時われわれ考へました。ところがその説明を聞きますと、委員会が任免権を持

つておつては困るというふうなことであります。大体民主主義といふのは、ある程度チェックの制度があるわけでありまして、いわゆる委員会制度に對する政府の御審議が少しどうも足りないのではないかと、いふふうな結論に私も達しました。民主主義といふ、不偏不党といふ、こういう文句の裏には、それを牽制する制度として公安委員会制度があるわけでありまして、それがじやまになるから、それを無力にするといふのが責任の明確化であるやに私どもは承りました。まことに残念な政府の御見解だと思つてあります。

しかも今回公安委員会もまだ残されておりますけれども、その内容を見ますと、形の上では、たとえば府県の公安委員会はこれまで運営管理だけでありましたが、今度は行政管もやる、この言うのであります。皆さん、行政管の重点は人事と財政であります。しかも公安委員会の重点は行政管でありまして、運営管理といふのは、どろぼうをとらまえるとか、あるいは犯罪の鑑識をやるとか、そういうようなことが具体的にやるとか、これこそ警察の長官の行うべきことであります。ところがそれを第五條などにおきまして長々と書きまして、これは公安委員会の任務であるといふのであります。が、實際は公安委員会はそういうことかといふところまで入れません。入れないものを大きく書いて、實際公安委員会がやるべき人事だとか財政の面におきまして、たとえば府県の警察の中央部は、ほとんど國庫支弁で占められる人とな施設ばかりであるといふふうな形でありまして、そうして口これを自治体警察であるといふのであります。ま

ことにわれわれを納得せしめない答弁でありました。

第二に、私は不偏不党という問題について、われわれの見解を申し述べてみたいと思つておりますが、今回の政府の案によりまして、不偏不党ということをしきりにうたつております。それはどうたつておるならば、どうして総理大臣が直接任免をするといふふうなああいう縦の線を最後まで通したか。この点においても、私は日本の現在の民主主義、あるいは地方分権といふもの、この主権在民に基く新しい憲法の大精神が、政府の御当局にわかつておられるかどうか、はなはだどうも疑問とするところでありまして、総理大臣が自由党である、北海道の知事が社会党である、大阪の知事が自由党である。京都の知事は社会党である、各党いろいろの知事がおられます。そして円満に行つて私が民主主義だと思つてあります。自由党が天下をとれば、上から下まで自由党色の警察官で占めるといふのは、決して私は民主主義の本然の姿ではないと思つてあります。この点において、どうも今の政府の考へははなはだ甘いといひます。わがざるを得ない、かように思ひます。

その次に、今回の改正によりまして、大臣は非常に経済的になるという説明をいたされました。これも一応もつとも承りましたが、これはいへんな調子でみまします。これはたいへんなことであります。大体現行の警察法が施行されましたときには、予備隊警察もありません、保安隊もありません、今自衛隊に改めようとしておるあいうものもありません。現行警察法におけるあの制度では、警察はいわば軍の

仕事も兼ねておつた。従つて大都市には非常にたくさん定員が配置されておりました。東京におきましては、たびたび申し上げたように二百二十名に一人の警察官、大阪では三百五十名に一人。そういうふうな、いわば日本の国内を軍にかかわつてそういう問題が起つた場合には治めるというふうな定員であります。その後予備隊ができ、保安隊ができ、だん／＼だん／＼そういうものを大きくしておきながら、この定員その他を今日までほつておいたのであります。これは政府の怠慢でありまして、今日整理ができると言つて、そして経済的であると言つて、——これは今の自由党内閣がいつも用いる常套的な手段であります。毎年々々整理をする、毎年々々ならみ合せて定員の改正をおきまして、今日大改正に際する大きな理由として、得々としてこれを取上げて来た。過去の怠慢を私はみずから暴露するにすぎないと思うのであります。もちろん東京、大阪その他につきましては、皆さんは直接の命令権はありますんであります。が、勧告権は十分あるはずであります。まことにこういう点につきましておかしなぐあいがあります。大阪、東京の証人がこの間から出て参りました。今の警察制度のままでこれくらゐの経費の節約はやつてみせます。現に大阪におきましては、三千名の自然減を見込んで計画を立てております。こう言うております。この大臣の理由の第二もそういう意味でもよくも崩壊したと思うのであります。

第三に、大臣は能率的だと言われまして。今回の警察は非能率的なものを

能率的なものにする、それもだん／＼聞いて参りますと、私どもは警察の能率化というものは、どうぼうが早く捕われる、あるいは交通警察をめぐつてやる、あるいは風紀衛生その他をめぐつてやる、あるいは能率化だと考へておりましたら、皆さんの言う能率化は、何果何郡何村で自由党の選挙違反がきうあがつた、それをきう早く知りたうというふうな能率化である。そういうことは能率の一部にすぎません。決して警察の能率の本質ではないと思つてあります。ここにどうも政府の説明は、三つともまことに簡単にわれわれの質問によつてくずれ去つたと思つてあります。そこで私どもは、いろいろ日本の国情に合せてといひますから、外国の例を調べたり質問をいたしまして。政府当局の説明では、フランスにおいても最近国警である、ドイツにおいても最近国警である、こう言ひますから少し調べてみた。なるほどフランスは国警であります。いつ国警になつたかと調べてみましたら、一九四一年でありまして、昭和十六年であります。あのドイツのヒトラーがマジノ線を突破してフランスになだれ込んだ年でありまして、これはフランスの超非常時代の時代にできた警察法であります。その後フランスの国情は、御案内の通り最近でも極右のドゴール、極左の共産党も非常に大きな勢力を占めております。ちつとも日本のこの例にはなりません。またドイツは、占領下にちりぢりばら／＼にされたのを、今回国警のようになつておられます。今国警の

察であります。しかしその前のドイツの警察は国警といひますが、それはライヒスレヒトにやありません。ランデスレヒトであります。日本でいひば道の警察、州の警察、あるいは県の警察であります。決してドイツ全体の警察法なんというものはありません。ここにも政府の説明に納得できないところがあります。

最後にそれじや日本の国情はどうであるか、日本の国情に合つてといひことをだん／＼伺ひますと、どうやら戦争前の明治、大正、昭和のあの国情らしいのであります。そういう国情であつたから戦争に破れ、これだけの苦しみをした。日本は世界に冠たる警察国家であるとはめられたり、また戦争が済んでほろ／＼にやられたりして、あの体験をもう忘れたのであります。ことに今回の公安委員の資格におきまして、先ほども質問をいたしましたように、戦争前の警察官はよろしい、戦争前の憲兵はよろしい、戦争前のあの純真な青少年を、実際警察の乱暴なる処置に対する反感からして無理に迫り込んで行つたといふふうなあの特高の人たちが、今度公安委員になつてもいいのださうである。これでは公安委員会をなぜ置いたかという趣旨がほんとうに根本から崩壊しておる、かやうに私は考へていふと思つてあります。私は今の警察制度は決して完全なものとは言つておりません。しかしながらできましてからまだ六年であります。しかもその間にそれをよくしようといふ努力を先ほど申しましたように放擲をして、そうして今回一挙に戦前の姿に帰そうといふこの政府の知的な陰謀に對しましては、私は心から憤懣

の情をもつてこの法案を迎えざるを得なかつたのであります。また今回それに対しまして経過措置を見まして、そういう面が出ております。たとえば人事の面で、北山君が言われましたように自治体警察の人は国警の人よりも給与は高い。これはなぜ高いかといふことをどうしても深くお考へにならなかつたか。こんなことを申してはおまわりさんのまじめな人たちにしかられるかもしれませんけれども、戦争前は、おまわりさんといへば肉屋へ行つても安かつた。酒を飲んで安かつた。そういう警察では困るというので、全国の自治体、市町村は、苦しい財政の中からおまわりさんの待遇をよくしよう。そういうことのないようにしようので、今日まで育て上げて来たのであります。それを国警と差があるから、それは国警の人を自警の本俸にまで上げるならいいのです。が、国の財政の都合でというて下げ、北山君のお話によりますと、本俸との差額は支給するけれども、それについておる付属のいろ／＼な俸給に對する差額はもう忘れておる。ことに自治体警察から府県の警察官になる人に見えてあるやうであります。自治体警察から直接国警になる人、いわゆる上級の人たちにつきましては、全然その間の措置が見ておられない。こういうことになりますると、今の国警の首脳者はどういふ感情を持つてこの法案に對したか、言わずとして明らかである。私は思つてあります。また経費の面などにつきましても、せつ／＼自治体警察を育てるためにいろ／＼な施設をいたしました。それも原則は無償である。但しおれのところへ相談して

来れば考へてよろしいといふふうなこの考へ方は、最近の地方分権、地方自治、あの法の精神にも反することでありま。今の地方自治体は、国に寄附をしたり、あるいは国が負担すべき経費を自治体が負担してはならないとはつきり地方自治法にも明記されておるのであります。それに対する例外規定を無理やりおつくりになつた、こういうのであります。

最後に私は、今回の法案全体をながめまして特に感じますことはどうもはなはだ申し上げにくいのでありますけれども、この法案は警察官僚の人たちの意見だけでつくられた法案のやうであります。ちつとも国民の立場に立つてお考へになつておらぬといふことではあります。この法案が万一行なされまると、警察官、特に国警におられた人たちはけつ／＼とありますけれども、国民はたまつたものではありませ。私も私は現在の日本の客観情勢から考へまして、かような警察組織法をつくる前に、まず警察官の教養を高めていただきたいと思つて、皇宮護衛官なんかといふものにつきましても、この間から申し上げておきましたが、かやうなものが現在の日本の状態からいって必要であるかどうか、これも疑問でありますけれども、置くとならばもつと外交的な面、文化的な面で教養を高めてやつてもらひませんと、また二重橋事件のようなものが起ります。これは組織の問題ではありませ。すべて警察官の素養と教養の問題であると私は思つてあります。これを高めないのであるといふことをやることは、まことに解せない次第であります。

最後に修正案であります。この案

第一類第三号 地方行政委員会議録第六十三号 昭和二十九年五月十五日

五

これをもちまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○中井委員長 松永東君。

○松永東委員 最後に私はきわめて簡単に所信を披瀝して、三派修正案並びに修正部分を除く原案に賛成の意見を申し述べたいと思います。

れども都道府県の公安委員会の同意を得て任命することになった。元来原案では、都の公安委員にも他の道府県の公安委員にも一瞥も与えていない。意見を聞きもしない。東京都を例にとりますと、先ほども申し上げた通り、おそらく九割、こまかに計算しますと九割三分くらいになりますか、その経費を都民から出さしております。どこへ行つたつて、それは百十億からの財政であります。その一割にも足らぬ補助をやつて、そして一番中堅になつて警察の政治を断行して行くとどこに何の相談を、政府がかつてに何の相談もなく任命するようになってゐる。まさに都民の負担の上にあぐらをかいて、政府の命令のままに動かそうとしておつたように見える。他の府県警察隊長、これも同様であります。過大な負担を府県がしておつて、わずかばかりの補助金を出して、そして国家からこれに任命する、こういうことになつておつた。それをそれではいかぬというので、どうしてもその府県公安委員の同意を要する、東京都においては東京都公安委員の同意を要する、こういうことに強く主張して修正案をつくり上げたわけです。これは任命権ということは大したことではないと言われるかも知れませんが、何といつてもこの任命権を持つておる人間でなければ、ほんとうの力はありません。そこで政府の方は、その各地方々の公安委員の同意を得るといふ以上は、それを尊重折衝を尽すという。そうするともちろんいろいろな勧告をしてやめさせるという手もありましようが、一番かんじんなことは、任命であります。その任命にそれ／＼の府県の公安

次にただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決をいたします。賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中井委員長 起立多数。よつて修正部分を除いて原案は可決されました。これにて警察法案は松永東君外十五名提出の修正案の通り修正議決されました。

次に、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について採決をいたします。

まず松永東君外十五名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中井委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決をいたします。賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中井委員長 起立多数。よつて修正部分を除いて原案は可決されました。これにて警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案は、松永東君外十五名提出の修正案の通り修正議決されました。

この際お諮りをいたしますが、ただいま議決いたしました両案に関する報告書の作成に関しましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認め、さうに決定をいたしました。

これにて散会いたします。

午前一時十五分散会

次にただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決をいたします。賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中井委員長 起立多数。よつて修正部分を除いて原案は可決されました。これにて警察法案は松永東君外十五名提出の修正案の通り修正議決されました。

次に、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について採決をいたします。

まず松永東君外十五名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中井委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決をいたします。賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中井委員長 起立多数。よつて修正部分を除いて原案は可決されました。これにて警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案は、松永東君外十五名提出の修正案の通り修正議決されました。

この際お諮りをいたしますが、ただいま議決いたしました両案に関する報告書の作成に関しましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認め、さうに決定をいたしました。

これにて散会いたします。

午前一時十五分散会